

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に向けた基本的な考え方について（案）

1 移管の対象と時期

- 大阪市立の高等学校等については、令和2年夏ごろにとりまとめる市立高校等移管計画に基づき令和4年4月に大阪府へ移管するものとする。
- 市立高校の再編整備の方向性について、今後府市で議論し整理していく。
- 令和6年3月に閉校予定の南・西高等学校の校舎・用地は大阪市の資産として取り扱う。
- デザイン教育研究所については、移管対象に含めない。

2 移管に関しての対応方針

項目		方針
財政	資産・負債	・土地、建物、工作物及び備品等については、大阪市より大阪府に対して無償譲渡する。 （移管する施設等については、府市で協議を行った上で、府立学校の運営に必要なものは移管しない。なお、移管時点で工事中の学校については、大阪市における工事終了後、すみやかに無償譲渡を行う。） ・移管後の起債償還費については、大阪府において負担する。償還方法については、今後協議を行う。
	施設整備費等	・移管に係る初期費用については大阪府において負担することとし、今後その負担方法については協議を行う。 ・移管までに実施する必要がある施設設備整備等の範囲については、今後、協議を行い、大阪府が実施する。 ・移管後、建替え等に係る経費については、大阪府において負担する。
	移管後の学校運営に係る経費	大阪府において負担する。
教育内容等	学校運営	大阪府立学校条例に基づいて運営する。
	移管後の学校名	府市で協議の上、府において決定する。
	教育課程等	現状の教育内容において移管することを原則とするが、府立高校にない大阪市独自の教育内容等については、今後、個別に協議を行う。
	大阪府で独自に行ってきた事業	大阪府で行ってきた事業については今後個別に協議を行う。
組織、人員	教員配置	大阪府の配置基準に基づき、教職員を配置する。
	退職手当	教職員の退職手当に係る財源負担等については、今後協議を行う。
	服務／研修／健康管理／給与・旅費	大阪府の基準を適用する。
	その他移管に向けた調整	円滑な移管に向け、府市協力して必要な課題解決を行う。

3 今後の予定

- ・大阪府・大阪市において、令和2年夏ごろに市立高校等移管計画を公表
- ・大阪市において、令和2年9月市会に大阪市立学校設置条例の改正案（市立高等学校等の廃止）を提案
- ・大阪府において、令和2年9月府議会に大阪府立学校条例の改正案（府立高等学校等の設置）を提案
- ・大阪市において、令和4年2月・3月市会に職員の給与条例の改正案（高等学校等教育職給料表の名称等の変更）を提案